

車両の通行の制限について（抄）

（昭和53年12月1日 建設省道交発96号 各地方建設局長、都道府県知事、指定市長、関係公団総裁、理事長あて道路局長通達）

最近改正 平成20年10月1日国道交第45号

※下線部は許可の期間について規定する箇所

このたび、昭和53年11月10日付け建設省令第17号をもって、車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、昭和53年12月1日から施行されることとなった。

この省令の趣旨は、更新又は変更申請時における附属書類等の添付の省略等、特殊車両通行許可申請の簡素化を図るため、申請書の様式を改めたものである。

これに併せて、電子計算システムによる処理の導入等特殊車両通行許可手續の簡素化を図るため、今般、昭和46年11月30日付け建設省道政発第120号建設省道路局長通達「車両の通行の制限について」を廃止し、新たに下記の通り定めたので、各事項に留意して遺憾なきを期するとともに、貴管下道路管理者に対してこの旨を周知徹底されるようお願い計らい願いたい。

記

第1 一般的事項

- 1 車両の通行の制限については、道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、道路法（以下「法」という。）第47条第1項に規定する最高限度（いわゆる一般的制限）を超える車両については、法第47条の2第1項の許可を受けた場合を除き通行させてはならず、これに違反する者に対しては直ちに罰則の適用があることとされており、個々の道路の幅等との関係において必要とされる車両の制限（いわゆる個別的制限）と扱いを異にすることとなっているので、この運用に万全を期すること。
- 2 車両の幅の個別的制限については、車両制限令第5条及び第6条の規定により、当該道路が市街地区域内にあるか市街地区域外にあるか、当該道路につき道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて道路を指定したか否か等により規制内容を異にするが、同令第5条第1項若しくは第3項又は第6条第1項の規定による指定がなされている道路について、これらの指定以後道路又は交通の状況が相当変化している例も見受けられるので、これらの道路について再点検し、状況の変化に即応できる道路の整備計画をたてて、これを実施するよう努めるとともに、実情に即した指定を行うこと。
- 3 個々の道路の車両の通行の禁止、制限については、緊急時における道路監理員の規制措置を除き、道路標識を設けて行わなければならないので、道路標識の設置状況について、再点検し、設置方法等が不適切なものについてはこれを改めるとともに、設置が必要であるにもかかわらず未設置の箇所については、すみやかに設置するよう努めること。
- 4 違反車両の指導、取締りについては、道路監理員制度を積極的に活用し、その監視体制の強化を図るとともに、警察、陸運局等関係機関と緊密な連携を図り、万全を期すること。また、

これらの指導、取締りを強化するため、車重計、車高計等必要な諸機材の整備の推進に努めること。

5 関係法令の趣旨及び内容については、講習会、説明会の開催等積極的に広報活動を行い、運送事業者等道路利用者に十分周知徹底せしめるよう努めるとともに、これら関係法令の適正な運用を確保するため、実務担当職員に対する指導を徹底するよう努めること。

6 道路運送法第91条の規定による路線を定めて運行する自動車運送事業の免許又は事業計画の変更の認可の際に道路管理者が意見を提出する場合には、車両制限令を基準として意見を作成すること。

なお、道路運送法第91条においては、運輸大臣が新たな路線を定める自動車運送事業の免許等の処分を行おうとする場合において、すでに当該道路に他の事業用自動車の運行が行われており、当該新たな処分に係る車両の大きさ又は重量がすでに運行している車両の大きさ又は重量を超えないときは、道路管理者の意見をあらためて徴する必要がないこととされているので、同条の意見の提出にあたっては、車両制限令第5条又は第6条の規定により道路管理者が指定を行い車両の幅の制限が緩和されている場合においても将来交通量の増加が予想されるときは当該指定がないものとして、また、近い将来道路管理者が指定を行い車両の幅の制限が加重されるときは当該指定があったものとして取り扱うこととし、現在の道路及び交通の状況のみならず、これらの将来の動向をも十分に勘案して、道路管理に遺憾のないよう措置すること。

7 車両制限令第14条の規定による緊急自動車等に対する車両制限令の規定の特例については、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第4条によるほか、昭和36年12月26日付け道路局長通達「車両の通行の許可の手續等を定める省令の運用について」記3及び昭和48年11月8日付け道路局長通達「車両制限令の一部を改正する政令及び車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部を改正する省令の施行について」により運用すること。

第2 個別的事項

(1) 法第47条第1項及び第2項関係

1 車両の高さの最高限度は、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては4.1メートル、その他の道路を通行する車両にあつては3.8メートルとされていること。

2 総重量の最高限度は、高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては25トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して建設省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあつては20トンとされていること。

また、バン型のセミトレーラ連結車、タンク型のセミトレーラ連結車、幌枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものについては、高速自動車国道を通行するものにあつては36トン以下、その他の道路を通行するものにあつては27トン以下で、車両の軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して建設省令で定める値とする特例措置を講ずるこ

ととされていること。

- 3 長さの最高限度は、12メートルとされているが、高速自動車国道を通行するセミトレーラ連結車又はフルトレーラ連結車で、その積載する貨物が被けん引車の車体の前方又は後方にはみだしていないものについてはセミトレーラ連結車にあっては16.5メートル、フルトレーラ連結車にあっては18メートルとされていること。
- 4 車両の諸元のはかり方については、次のとおりであること。
 - (1) 空車状態における車両の長さ、幅及び高さについては、自動車検査証に記載されたものをいうが、これは道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第2条第1項各号でいう状態（空車状態、後写鏡を取りはずした状態等）にあるものとしての値であるから注意すること。
 - (2) 貨物を積載した状態における車両の長さ、幅又は高さは、貨物が空車状態における車両からはみ出さない場合は、(1)でいう当該車両の長さ、幅又は高さをいうが、貨物が空車状態における車両からはみ出す場合は、そのはみ出した貨物の部分を含めた長さ、幅又は高さをいうこと。
 - (3) 車両の総重量は、車両目重、乗員の重量及び積載貨物の重量の総和をいうものであること。軸重、隣接軸重及び輪荷重についても、このような意味での総重量に対応したものであること。

(2) 法第47条第3項関係

トンネル等の高さの制限、橋梁の重量制限及び高架の道路等の重量制限については、いずれも道路の特殊な構造に由来する同種の規定と考えられるので、法第47条第3項にまとめて規定されているものであること。

なお、これらの重量又は高さの制限を行うための構造計算等の方法等については、別途通知する予定であること。

(3) 法第47条第4項関係

法第47条第4項は、いわゆる個別的制限について規定しているものであり、この規定の適用については、車両制限令第4条から第12条まで並びに車両の通行の許可の手續等を定める省令第2条及び第3条によるほか、昭和36年9月8日付け道路局長通達「車両制限令の施行について」及び昭和36年12月26日付け道路局長通達「車両の通行の許可の手續等を定める省令の運用について」記1及び記2により運用すること。

(4) 法第47条の2第1項関係

- 1 法第47条の2第1項の規定は、大型トレーラ、大型建設機械のような車両の構造の特殊性又は巨大な発電機等分割することができないような積載貨物の特殊性から、車両の諸元が必然的に法第47条第1項に規定する最高限度又は同条第3項に規定する限度を超えることとなる車両(以下「特殊な車両」という。)であって、当該道路の通行が必要やむを得ないものについて道路管理者の許可により通行し得ることとしたものであるもので、この許可に当たっては、道

路の構造又は交通に支障のないよう通行経路、通行時間、走行速度その他道路の状況により必要な条件を付して、嚴重にこれを履行させるよう指導すること。

2 特殊な車両の通行の許可の期間については、次のとおり取り扱うこと。

(1) 道路運送法による旅客自動車運送事業の用に供する車両で路線を定めるものにあつては1年の期間について包括して1件の許可として取り扱うこと。

(2) 道路運送法による自動車運送事業用車両で路線を定めない車両(ただし、貨物自動車運送事業法による貨物軽自動車運送事業の用に供するものを除く。)又は貨物運送取扱事業法による第二種利用運送事業の用に供する車両にあつてはその通行することが予定される道路について、自動車運送事業用車両及び自動車第二種利用運送事業用車両以外の特殊な車両で通行経路が一定し当該経路を反覆継続して通行するものにあつては当該経路について、1年以内の期間について包括して1件の許可として取り扱うこと。ただし、別表に掲げる数値のいずれかを超える諸元の車両にあつては、包括して1件の許可として取り扱う期間を6カ月以内とする。

3 特殊な車両の通行の許可に係る複数の車両について、その車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同一である場合においては、それらの車両について、それぞれ申請書を提出させることを省略し、一の申請書により申請させることができること。

また、特定の特殊な車両にかかる複数の通行経路についても、一の申請書により申請させることができること。

4 特殊な車両の通行の許可については、その適正な運用を図るため、許可限度の算定方法を定めた特殊車両通行許可限度算定要領を、別途通知する。

なお、許可限度を算定するために必要な橋梁、トンネル等の重量制限箇所、上空障害箇所その他の通行障害箇所の資料を収録した道路情報便覧を作成することとしており、この道路情報便覧の資料の作成に関し必要な事項は、別途通知する予定であること。

5 特殊な車両の通行の許可の事務処理については、別添1の通り「特殊な車両の通行許可事務処理要領」を定めたので、これに従つて処理すること。

6 特殊な車両の通行の許可については、4の特殊車両通行許可限度算定要領及び道路情報便覧を収録した電子計算システムにより処理することができること。

また、パーソナルコンピュータを用いた通行算定システムが導入されている窓口においては、車両の通行の許可の手續等を定める省令で定めるところにより、申請書に添付する附属書類の一部に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによる申請を受理することができること。

7 特殊な車両の通行の許可については、別途道路交通法第57条において制限外積載許可の制度及び同法第59条において制限外索引許可の制度があるので、警察署長又は公安委員会との連絡を密にすること。

8 違反車両の指導、取締りについては、別添2の通り「特殊車両の通行に関する指導取締要領」を定めたので、これに従つて処理すること。

(5) **法第47条の2第2項関係**

1 道路管理者を異にする二以上の道路に係る特殊な車両の通行許可の申請については、申請者の便宜と許可事務の迅速化を図るため、一の道路の道路管理者が他の道路管理者と協議して、

申請に係るすべての道路について許可することができること。

- 2 1の趣旨にかんがみ、各道路管理者においては、本庁（局）のみならず出先事務所においても申請を受理するよう窓口を整備するとともに、権限の委任、専決事項の活用等により事務の迅速化を図ること。

（6） 既通達の取扱いについて

- 1 昭和46年11月30日付け道路局長通達「車両の通行の制限について」については廃止する。
- 2 昭和36年12月26日付け道路局長通達「車両の通行の許可の手続き等を定める省令の運用について」については、記1の標題「第1条関係」を「第2条関係」に、記2の標題「第2条関係」を「第3条関係」に、記3の標題「第3条関係」を「第4条関係」に改め、記3中（9）を削り、（10）を（9）とし、（11）を（10）とする。
- 3 昭和45年5月14日付け道路局長通達「一般路線貨物自動車運送事業又は一般区域貨物自動車運送事業の用に供する車両に係る車両制限令第14条の運用について」については廃止する。
- 4 昭和47年3月8日付け道路局長通達「橋梁等における車両の重量の限度等について」については廃止する。
- 5 昭和47年3月31日付け道路局長通達「道路法施行規則及び車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令の施行について」については、記1及び記2を削り、記3を記1とする。
- 6 昭和49年7月15日付け道路局長通達「新規開発車両の設計製作基準及び取締りに関する要領について」については、別紙「新規開発車両の設計製作基準及び取扱に関する要領」第4章の1の（2）中「重量に係る基本通行条件がDまでの範囲にあるもの並びに海上コンテナ用セミトレーラ連結車及び重セミトレーラ連結車を除く。」を「重量について第2章で定める設計製作基準を超えるもの（以下「超重量車両」という。）又は、寸法について第2章で定める設計製作基準を超えるもの（以下「超寸法車両」という。）」に、「設計製作しようとする者が」を「設計製作しようとする者は」に、「届出書を提出した場合において、」を「届出書を事前に提出しなければならない。この場合において、」に改め、同（3）中「又は（2）」を削り、同（3）の次に次の一項を加える。

（4） 道路管理者は、今後設計製作される超重量車両及び超寸法車両については、（2）により準適合証明書を交付された車両で、当該準適合証明書の写しを添付して道路法第47条の2第1項の規定に基づき申請がなされたものについてのみ、同項の規定により許可することができるものとする。

第4章の3の（1）中「車両でその重量が31年1等橋を通行条件Dで通行し得るための許可限度重量を超えることとなるもの（以下「超重量車両」という。）及び車両でその幅、高さ若しくは長さが通行条件Cで通行し得るための許可限度寸法を超えることとなるもの（以下「超寸法車両」という。）」を「超重量車両及び超寸法車両」と改め、附則の次に次のように加える。

附 則

この要領の改正後の第4章の1の（2）及び（4）は、昭和54年4月1日から適用する。

(別表)

1 寸 法

幅	3.5m		
高さ	4.3m		
長さ	単 車		16.0m
	連結車	セミトレーラ	17.0m
		フルトレーラ	19.0m
		ダブルス	21.0m

2 重 量

単 車

(t)

最遠軸距 d (m)	軸 重 配 分 比 α													
	2.7 以下	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.8	3.9	4.0 以上
$3.0 \leq d < 3.5$	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8	26.8
$3.5 \leq d < 4.0$	27.2	27.2	27.3	27.3	27.4	27.5	27.5	27.6	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7
$4.0 \leq d < 4.5$	27.7	27.8	27.9	28.0	28.1	28.3	28.4	28.6	28.7	28.7	28.7	28.8	28.8	28.8
$4.5 \leq d < 5.0$	28.1	28.3	28.5	28.7	28.9	29.1	29.3	29.6	29.7	29.8	29.8	30.0	30.0	30.1
$5.0 \leq d < 5.5$	28.4	28.8	29.1	29.4	29.6	30.0	30.2	30.5	30.8	30.9	31.0	31.2	31.3	31.4
$5.5 \leq d < 6.0$	28.8	29.2	29.6	30.1	30.4	30.8	31.1	31.5	31.8	31.9	32.1	32.3	32.5	32.6
$6.0 \leq d < 6.5$	29.2	29.7	30.2	30.8	31.2	31.6	32.0	32.4	32.8	33.0	33.2	33.5	33.7	33.9
$6.5 \leq d < 7.0$	29.5	30.2	30.8	31.4	31.9	32.4	32.8	33.4	33.8	34.1	34.3	34.7	34.9	35.2
$7.0 \leq d < 7.5$	29.9	30.7	31.4	32.1	32.7	33.3	33.7	34.3	34.9	35.2	35.5	35.9	36.2	36.5
$7.5 \leq d < 8.0$	30.2	31.1	31.9	32.8	33.4	34.1	34.6	35.3	35.9	36.2	36.6	37.0	37.4	37.7
$8.0 \leq d < 8.5$	30.6	31.6	32.5	33.5	34.2	34.9	35.5	36.2	36.9	37.3	37.7	38.2	38.6	39.0
$8.5 \leq d < 9.0$	30.8	31.9	32.9	34.0	34.7	35.4	36.1	36.8	37.5	37.9	38.3	38.7	39.1	39.5
$9.0 \leq d < 9.5$	31.1	32.3	33.4	34.6	35.3	36.0	36.7	37.4	38.1	38.5	38.8	39.3	39.7	40.1
$9.5 \leq d < 10.0$	31.3	32.6	33.8	35.1	35.8	36.5	37.2	37.9	38.6	39.0	39.4	39.8	40.2	40.6
$10.0 \leq d$	31.5	32.9	34.2	35.6	36.3	37.0	37.8	38.5	39.2	39.6	40.0	40.3	40.7	41.1

セミトレーラ

(t)

最遠軸距 d (m)	軸 重 配 分 比 α								
	2.7 以下	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	4.0 以上
7.0 \leq d<7.5	30.0	30.4	30.7	31.1	31.4	31.8	32.3	32.7	33.1
7.5 \leq d<8.0	31.1	31.6	31.9	32.4	32.7	33.2	33.8	34.2	34.7
8.0 \leq d<8.5	32.3	32.8	33.2	33.7	34.1	34.6	35.2	35.7	36.3
8.5 \leq d<9.0	33.4	33.9	34.4	34.9	35.4	36.0	36.7	37.2	37.8
9.0 \leq d<9.5	34.5	35.1	35.6	36.2	36.7	37.4	38.1	38.8	39.4
9.5 \leq d<10.0	35.7	36.3	36.9	37.5	38.1	38.8	39.6	40.3	41.0
10.0 \leq d<10.5	36.8	37.5	38.1	38.8	39.4	40.2	41.0	41.8	42.6
10.5 \leq d<11.0	37.6	38.3	38.9	39.7	40.3	41.1	41.9	42.7	43.5
11.0 \leq d<11.5	38.3	39.1	39.7	40.5	41.2	42.3	42.8	43.5	44.3
11.5 \leq d<12.0	39.1	39.8	40.5	41.4	42.0	42.8	43.6	44.4	45.2
12.0 \leq d<12.5	39.8	40.6	41.1	42.2	42.9	43.7	44.5	45.3	46.1
12.5 \leq d<13.0	40.6	41.4	42.2	43.1	43.8	44.6	45.4	46.1	46.9
13.0 \leq d<13.5	41.3	42.2	43.0	43.9	44.7	45.5	46.3	47.0	47.8
13.5 \leq d<14.0	41.3	42.2	43.1	44.0	44.9	45.7	46.5	47.3	48.1
14.0 \leq d<14.5	41.3	42.3	43.2	44.2	45.1	45.9	46.7	47.5	48.3
14.5 \leq d<15.0	41.3	42.3	43.3	44.3	45.2	46.1	46.9	47.8	48.6
15.0 \leq d	41.3	42.3	43.4	44.4	45.4	46.3	47.1	48.0	48.8

(注) 軸重配分比は、小数点以下第2位を四捨五入したものとする。

フルトレーラ

(含むダブルス)

最遠軸距 d (m)	重 量 (t)	15.0 \leq d<15.5	47.2
10.0 \leq d<10.5	35.0	15.5 \leq d<16.0	48.0
10.5 \leq d<11.0	36.2	16.0 \leq d<16.5	48.7
11.0 \leq d<11.5	37.4	16.5 \leq d<17.0	49.5
11.5 \leq d<12.0	38.7	17.0 \leq d<17.5	50.2
12.0 \leq d<12.5	39.9	17.5 \leq d<18.0	50.4
12.5 \leq d<13.0	41.1	18.0 \leq d<18.5	50.6
13.0 \leq d<13.5	42.3	18.5 \leq d<19.0	50.8
13.5 \leq d<14.0	43.5	19.0 \leq d<19.5	51.0
14.0 \leq d<14.5	44.8	19.5 \leq d<20.0	51.2
14.5 \leq d<15.0	46.0	20.0 \leq d	51.4

[別添1] 特殊な車両の通行許可事務処理要領 (略)

[別添2] 特殊車両の通行に関する指導取締要領 (略)